

2005年のアピール  
「教育基本法改正案」・「教科書採択」・  
「国会法改正案と日本国憲法改正国民投票法案」  
に対する日本YWCAの立場表明

日本YWCAはアジア太平洋戦争の歯止めになりえなかったことを深く反省し、戦後は一貫して、平和・人権・民主主義・国民主権を謳っている「日本国憲法」を護ることを大きな柱として活動をしてきました。しかし、2005年1月から始まる通常国会では、それを覆すために、今までにない大きな動きが予想され、危機感を持ちます。そこで、YWCAの立場表明を作成し、思いを一つにして運動を広げていきたいと考えました。この立場表明を参考にして、各地域YWCAで要望書などを作成して、地元選出の国会議員や教育委員会への働き掛けに活用していただければと考えました。地域YWCAの活動報告を日本YWCAまでご連絡いただき、地域YWCAの経験を生かして、ネットワークを密にして運動を進めていきたいと思えます。

ご協力をお願い致します。

日本YWCA  
運動課題推進委員会  
委員長 俣野尚子  
担当幹事 川端国世・萩尾出穂

## 教育基本法「改正」に反対します。

「新しい時代にふさわしい教育基本法」という謳い文句の下に、教育基本法の「改正」作業が着々と進められています。

「教育基本法」は、第二次世界大戦後、再び戦争をしないという固い決意の下に、平和で民主的な国の担い手として子どもたちを育てていく指針として制定されました。私たちはこのことを持つ意味がどれだけ大切かを理解しています。

憲法第9条と教育基本法は、車の両輪です。誰もが願っている「平和のうちに生存する権利」を実現するためにはなくてはならないものです。どちらが欠けても平和をつくり出すことはできません。憲法第9条の戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認の規定は、それを心から願う人々が育つことによって、真に実現されていくからです。

ところが、自民党政府は、最近の「教育の荒廃」は、すべて現行の教育基本法の責任であるとする乱暴な理由付けをして、「改正」を進めようとしています。今回の「教育基本法改正案」では、前文で「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養、郷土や国を愛する心の涵養が強調されています。また、新しく「家庭教育」の役割を規定し、家庭教育の充実を図るために国や地方公共団体が支援する体制作りにまで言及されています。これらのことから、今回の「改正」が目指している方向は一目瞭然です。

このように何が何でも「愛国心の涵養」を、という強硬なこの動きは第9条を主眼点とした日本国憲法「改正」の動きと深い関わりがあります。第9条を変えて戦争ができる国にし、教育基本法を変えて戦争をすることに躊躇しない国民をつくり出そうとするこの一連の動きに、私たちは大きな危惧を抱いています。

私たちは心から平和を求めます。次代を担う子どもたちに、戦争によって生命を奪われる人がいない平和な世界を残していくことが、私たちに課せられた責務であると思います。

日本YWCAは、戦争をしないという固い決意の下に生まれた「教育基本法」を大切に思い、その「改正」に強く反対します。

### <私たちにできること>

- \* リーフレット「誰のため？教育基本法の見直し」（日本Y作成1部10円）を活用して周囲の人に問題を知らせ、反対の世論を盛り上げよう。
- \* 地域で、同じ思いで運動している人々と連帯して、反対運動の輪をさらに広げよう。
- \* 国会に上程しないように首相、文部大臣に要望書を出そう。
- \* 地元選出の国会議員に改正反対の意志表示を行い、法案の国会上程を止めよう。  
(地元選出の国会議員の名前や連絡先が必要な場合は日本YWCAにお問合せください)

私たちは2005年度に実施される教科書採択について次のように考えます。

1. 検定は教育権への不当介入

「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの（教育基本法第10条）」ですから、国家が教科書を検定すること自体が問題です。

2. 「新しい歴史教科書をつくる会」主導の歴史・公民教科書に関して

- ・ 神話から歴史を記述し「天皇中心の神の国」として日本史を描いています。
- ・ 日本の植民地支配やアジア諸国への侵略の事実をみとめず、「大東亜共栄圏」を建設目的とした「正義の戦争」だと位置づけています。
- ・ 南京事件を全面否定し、軍隊慰安婦の記述を削除するなど、現行教科書を自虐史観であると批判して、歴史を都合良く塗り替えようとしています。
- ・ 自衛隊を「国軍」として認定させることを意識し、国家を「公」として「滅私奉公」の思想が登場しています。
- ・ そのほか、核兵器保持の容認、男女平等思想の否定など。

私たちは、過去の恥ずべき歴史をも真実として真摯に伝えることで、未来に責任を持ちたいと考えます。歴史に学び、同じ轍を踏まない勇気が必要です。

3. 教科書採択方法

「つくる会」では現行教科書が「偏向」しているかのようなムード作りをし、採択は現場教師でなく教育委員会がするべきだという猛烈な働きかけをしています。教科書は現場の教師の意見を尊重して選ばれるのが当然です。私たちは、こうした周到的な圧力に対して屈せず、正しい歴史観に基づいた教科書を採択するように働きかけることが必要です。

<私たちにできること>

「つくる会」の教科書を採択させないために

- \* 学習しよう。
- \* 伝えよう（世論を盛り上げる。）。
- \* 現場の教師を支えよう。
- \* 憲法・教育基本法・平和・核・民主主義など様々な課題で活動している地域の組織や個人と広範な「つくる会」教科書採択阻止のネットワークをつくらう。
- \* 教育委員会・都道府県市町村議会や議員に要望・請願・抗議をしよう。

## 日本国憲法改悪のための

### 「国会法改正案」と「日本国憲法改正国民投票法案」に反対します。

「国会法改正案」と「日本国憲法改正国民投票法案」は、日本国憲法第9条をはじめ、憲法3原則である、平和主義・民主主義・基本的人権を改変し、日本の自衛軍で戦争ができ、基本的人権を脅かし、民主主義を損ない、国民主権を矮小化できる憲法に変えるための手続き法案です。

私たちは「国会法改正案」と「日本国憲法改正国民投票法案」の提出自体に反対する立場に立っています。

憲法「改正」が必要な場合、国民の下からの声の基本におかれるべきであって、憲法第99条の憲法尊重擁護義務を負う内閣には改憲案の提出権はないと考えます。内閣が憲法第9条の解釈改憲をますます拡大していることは違憲行為であり、改憲案の提案で正当化しようとする事自体許すことはできません。

#### 1. 国会法改正案の問題点

- (1) 改憲案の国会提出に「衆議院で100人以上、参議院で50人以上の賛成が必要」となると、改憲案が提案できるのは多数を占める自民党と民主党のみになり、少数政党は提案も修正案も出せなくなり、締め出されることとなります。
- (2) 現行憲法第96条では「憲法改正は、各議院（衆・参）の総議員の3分の2以上の賛成で」国民に提案でき、衆議院か参議院のどちらか一方が否決すれば廃案になります。しかし、国会法改正案は両議院のいずれか一方が否決して20名の「両院協議会」を設置でき、その3分の2以上で採択された法案は修正もできず、両議院の「過半数」で成立すれば国民に提案できることになっています。

#### 2. 日本国憲法改正国民投票法案の問題点

- (1) 憲法第96条には憲法改正には国民投票で過半数の賛成が必要だとされています。「国民投票法案」では、有権者や投票者の過半数ではなく、有効投票数の過半数になり、2003年の衆議院選挙の投票率で換算すると、国民の4人に1人、約23%の賛成で改憲できることとなります。

#### <私たちにできること>

- \*リーフレット「憲法を変えられるようにしていいの？」（日本Y作成 1部 10円）を活用して、周囲の人に問題を知らせ、反対の世論を盛り上げよう。
- \*マスコミに意見を投稿しよう。
- \*反対の声を自由民主党、公明党、民主党に届けよう。
- \*小泉純一郎首相に通常国会に提案しないように要望書をだそう。
- \*地元選出の国会議員に、法案に反対の意思表示をしよう。